

確認事項覚書 第11項に基づく同意書

豊橋市長 早川 勝（以下「甲」という。）と三井造船株式会社 代表取締役社長 元山 登雄（以下「乙」という。）は、平成10年9月22日付で締結した「確認事項覚書」（以下「覚書」という。）第11項「その他」に基づき協議した結果、下記のとおり本同意書を締結するものとする。

なお、平成10年9月24日付で締結した「工事請負契約書」と覚書との関係は従前のとおりとする。

記

1 覚書第1項「運転管理経費」について

覚書第1項「運転管理経費」に規定する「乙は、運転管理経費が、別表1に示す処理コスト以内の額となることを施設の引渡し後5年間保証するものとし」については、「乙は、焼却施設の運転管理経費が、ごみ1トンあたり6,530円以内の額となることを施設引渡し後6年目から2年間保証するものとし」に改めて、覚書第1項を運用するものとする。

また、同項の規定に「また、甲及び乙は、2年間の保証後における運転管理経費についても誠意をもって協議し対応するものとする。ただし、かしの修補が遅延した場合は、運転管理経費の保証は次年度も同額でスライドするものとする。」を加えて、同項を運用するものとする。

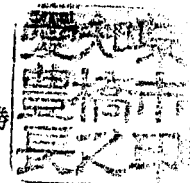
2 覚書第2項「主な機器のかし担保期間」について

覚書第2項「主な機器のかし担保期間」の規定に「なお、全てのかしの修補完了後に実施する検証が終了した翌年度から2年間で、当該かしの修補の対象となった機器の新たなかし担保期間とする。」を加えて、覚書第2項を運用するものとする。

上記同意書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年3月29日

甲 豊橋市今橋町1番地
豊橋市長 早川 勝



乙 東京都中央区築地5丁目6番4号
三井造船株式会社
代表取締役社長 元山 登雄

